

～ご遺族のための～

お見送り手続き ガイドブック

【お見送り手続きのできる場所及び時間】（下記のいずれかで手続きできます）

小松市役所 医療保険課 : 平日 ①午前10時 ②午後1時 ③午後3時

南支所 : 平日 ①午前10時 ②午後2時

駅前行政サービスセンター : 土日祝 ①午前10時 ②午後2時

【ご予約に関する電話番号・受付時間】

電話番号 医療保険課 : 0761 (24) 8232

受付時間 平日 午前8時30分から午後5時15分まで

（お手続きについては、予約制となっております）



小松市役所 行政管理部 医療保険課

ご遺族のみなさまへ

このたびのご親族のご逝去につきましては、

謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族におかれましては、ご不安な中、これから医療保険、介護保険、市税をはじめとして、必要な手続きをしていただくこととなります。

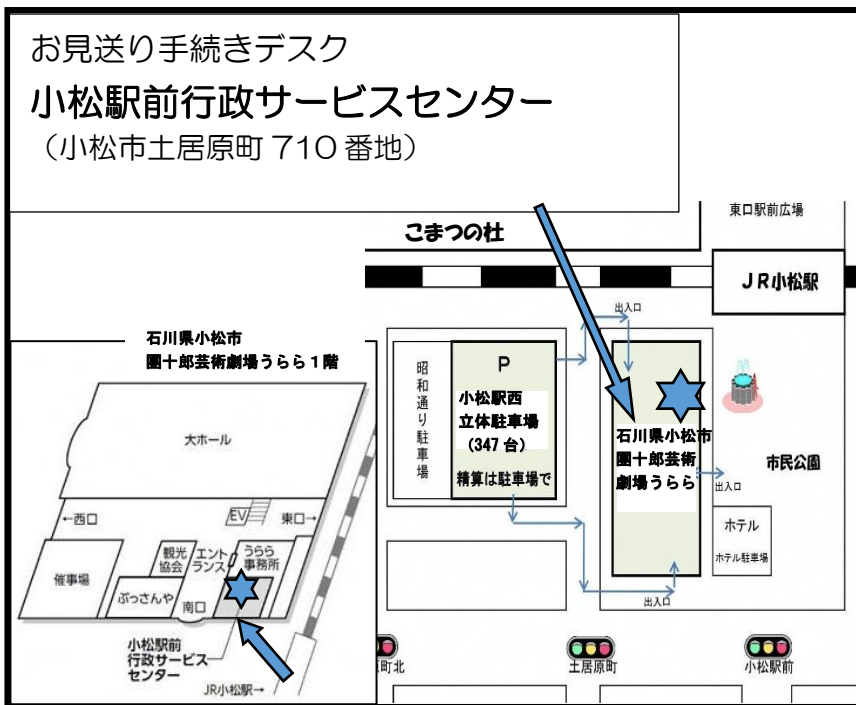
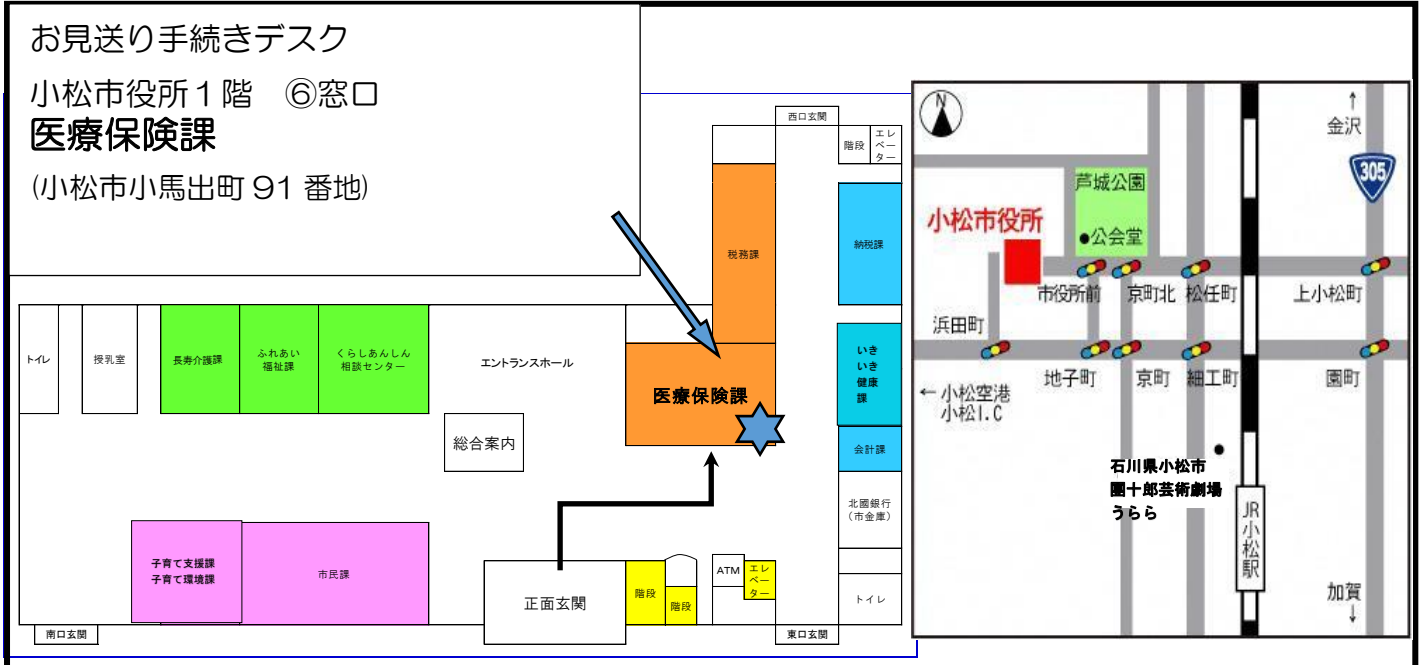
本市では、本市への手続きのほかご遺族が行うこととなります。手続きが安心して行われますよう、心をこめてお手伝いさせていただきます。

小松市長

お見送り手続きデスクご利用のご案内

事前のご予約をお願いいたします。

ご予約の無い場合は、後日の手続きとなる場合があります。



ご予約電話番号 医療保険課 (0761)24-8232

ホームページ <http://www.city.komatsu.lg.jp/>

ご予約のご案内

○お見送りの手続きでは、関係各課の事前準備が必要なことから、予約制となっております。手続きは約1時間、手続きの種類や数によっては2時間程度かかる場合があります。

ご予約電話番号 (0761)24-8232

○ご予約電話受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分まで

○お見送り手続きデスクで手続きできる人は、相続人代表者です。
※代理人の場合には、委任状が必要となります。(最後のページに様式(例)を掲載しています)。

お持ちいただくものリスト

《窓口にお越しになる人のもの》

①	<input type="checkbox"/>	認め印(相続人代表)
②	<input type="checkbox"/>	お越しいただく人の本人確認書類 ・写真付きのもの1点…運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等 ・写真付きのものがない場合2点…資格確認書等、介護保険証、年金手帳等
③	<input type="checkbox"/>	預貯金通帳または口座番号のわかるもの(相続人代表・喪主・年金請求者)
④	<input type="checkbox"/>	引き落とし口座を登録・変更する場合…キャッシュカード、届出印
⑤	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード又はマイナンバー通知書(年金請求者)
⑥	<input type="checkbox"/>	亡くなられた人が国保又は後期被保険者の場合 ・喪主の氏名及び葬祭を行った日が確認できるもの(会葬礼状、葬儀の領収書など)
⑦	<input type="checkbox"/>	委任状(相続人代表・喪主・年金請求者が来庁できない場合)

《亡くなられた人のもの》

⑧	<input type="checkbox"/>	火葬許可証(訂正が必要な場合があります)
⑨	<input type="checkbox"/>	印鑑登録証
⑩	<input type="checkbox"/>	国民健康保険資格確認書等・後期高齢者医療資格確認書等
⑪	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証
⑫	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳
⑬	<input type="checkbox"/>	年金証書又は年金手帳(年金事務所での手続きをお願いする場合があります)
⑭	<input type="checkbox"/>	障がい者医療費受給者証、ひとり親家庭医療費受給者証、こども医療費受給者証など

※亡くなられた人のもの(⑧～⑭)は、無くされた、見当たらない場合などはお持ちいただくなくても手続きいただけます。

※手続きによっては、上記以外のものが必要な場合があります。

①ご遺族が行う手続き（市役所等関係分）

カテゴリー		手続き	担当課
住民登録等	1	住民登録	世帯主変更届
	2	印鑑登録	印鑑登録証の返納
	3	火葬許可	火葬許可証の訂正(訂正がある場合のみ)
健康保険	4	国民健康保険	葬祭費の支給申請
		高額療養費等給付申請	
		資格確認書等・限度額認定証等の返納	
		郵便物の送付先設定	
	5	後期高齢者医療保険	葬祭費の支給申請
		保険料の還付請求(還付又は追加徴収)	
		高額療養費等給付費の受領申立	
		資格確認書等・限度額認定証等の返納	
		郵便物の送付先設定	
	6	社会保険 共済保険	死亡に伴う葬祭費の支給、保険料の還付、高額療養費の支給等同様の手続きあり
介護保険等	7	介護保険	資格異動届・郵便物の送付先設定
		被保険者証・負担割合証等の返納	
		保険料の還付請求(還付又は追加徴収)	
		介護認定申請の取り下げ(申請中の場合)	長寿介護課 24-8147
		高額介護サービス費の支給申請	長寿介護課
		家族介護用品助成券、理美容サービス利用券、寝具乾燥消毒サービス利用券等の返納	24-8149
		安心通報システムの解約	

世帯主様が亡くなられたご遺族へ

世帯主を _____ 様に変更させていただきました。

- ・上記以外の人へ世帯主を変更される場合は、ご面倒をおかけしますが、世帯主の変更届をお願いいたします。
- ・国民健康保険ご加入の人がおいでる場合は、新しい資格確認書等をお送りいたします。
- ・世帯主が変更となった月から、国民健康保険税の納税義務者も変更後の世帯主になります

カテゴリー			手続き	担当課
年金	8	国民年金	死亡届	小松年金事務所
			未支給年金の請求	24-1791
			遺族年金等支給請求	医療保険課
			死亡一時金の請求	24-8060
	9	厚生年金	国民年金同様の手続き	小松年金事務所
10	共済年金	国民年金同様の手続き	各共済組合	
11	農業者年金	国民年金同様の手続き	農業委員会 24-8152	
福祉	12	障害福祉	身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の返還	ふれあい福祉課 24-8052
			心身障害者扶養共済の手続き (年金請求、弔慰金請求、死亡届出)	
			福祉手当の死亡届出	
			心身障がい者医療費助成の還付請求	
			各受給者証の返還	
			有料道路割引のETC登録の削除	
こども	13	こども	児童手当の認定請求等	子育て支援課 24-8057
			児童扶養手当の申請	
			交通遺児等援護の申請	
			こども医療の振込口座、保険関係変更届	
			母子・父子医療の申請	
	こども園の利用に係る変更申請等	子育て環境課 24-8054		
税	14	市税	市税の送付先(変更)届出	税務課 24-8029
			固定資産税の未登記物件の相続届	
			原動機付自動車等の名義変更等	
			市税等振替口座の登録・変更	納税課 24-8034
			国民健康保険税の更正・還付等	
			滞納がある場合の納税に関する手続き	納税課 24-8033
農地・林地	15	農地	農地を相続したときの異動届	農業委員会 24-8152
	16	林地	山林を相続したときの異動届	農林水産課 24-8081

カテゴリー		手続き	担当課
上下水道	17 上水道	水道使用者名義変更届	料金業務課 24-8111
		登録口座の変更届	
		水道の休止届	
	18 下水道	受益者変更届 (受益者負担金納付中又は納付猶予の人)	料金業務課 24-8097
		納付管理人の登録	
	19 農業集落排水	登録口座の変更届	
排水設備使用者変更届			
市営住宅	20 市営住宅等	承継承認申請、明渡し届等	建築住宅課 24-8095
		同居者異動届等	
		振替口座の変更	
その他	21 デジタル通信施設	デジタル通信施設利用者の変更、利用の解約等	スマートシティ推進課 24-8047
	22 墓	市営墓地の承継使用届	建築住宅課 24-8159
		市営墓地収蔵改葬届	
	23 犬	犬の所有者の登録変更届	環境推進課 24-8069
	24 らく賃パスポート	らく賃パスポートの返還、料金の還付請求	地域振興課 24-8396
	25 防災行政無線	戸別受信機の借受者変更届・返還届のいずれか	危機管理課 24-8150
	26 消防	小松市連動型住宅用火災警報器の返還	消防本部 予防防災課 20-2709
27 通話録音装置 (電話詐欺防止装置)	通話録音装置の返却または借受者の変更	くらしあんしん相談センター 24-8070	

※このほかにもお手続きが必要となることもあります。

～よくある質問～

Q 死亡の記載のある戸籍は、いつから取得できますか？

A 死亡の記載のある戸籍の取得ができるようになるには、死亡届が受理された日から1週間程度かかります。

※遠方から来られる等の場合や、お手続きを急ぎたいという場合には、市民課までご相談ください

②ご遺族が行う手続き（市役所関係以外分）

手続きに必要な書類には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票など）があるため、各窓口にお問い合わせをいただいでから お越しいただくとスムーズです。

戸籍謄本等は、申し出により原本が返却される場合があります。

カテゴリー		手続き	想定される窓口
28	生命保険	死亡保険金請求、 入院給付金の請求	加入保険会社等
29	損害保険	名義変更、解約等	加入保険会社等
30	預貯金口座	解凍手続き	金融機関等
31	株式	名義変更	証券会社等
32	恩給		恩給相談電話 03-5273-1400
33	国債(戦没者弔慰金)	記名変更、 償還金受領	償還金支払場所 証券保管証書に記載の郵便局
34	普通自動車	自動車税	小松県税事務所 小松市園町ハ108番地の1 石川県小松合同庁舎内 0761-23-1713
		名義変更	北陸信越運輸局石川運輸支局 金沢市直江東1丁目1番 専用番号 050-5540-2045
35	オートバイ (排気量 126cc 以上)	名義変更	
36	軽自動車	名義変更	軽自動車検査協会石川事務所 金沢市直江東2丁目123番地1 050-3816-1853
37	国税	相続税手続き、所得 税・消費税申告等	小松税務署 小松市日の出町1丁目120番地 小松日の出合同庁舎 0761-22-1171（自動音声）
38	不動産登記	所有権移転（相続） 登記等	金沢地方法務局小松支局 小松市日の出町1丁目120番地 小松日の出合同庁舎5階 0761-22-6301（登記部門）
39	遺言	遺言書の検認・開 封、相続の放棄等	金沢家庭裁判所小松支部 小松市小馬出町11 0761-22-8541

カテゴリー		手続き	想定される窓口
40	電気（北陸電力）	名義変更・解約	お客さまサービスセンター 0120-776453
41	ガス（都市ガス）	名義変更・解約	小松ガス 0761-22-0515
42	ガス（プロパンガス）	名義変更・解約	各契約業者
43	固定電話 （NTT 西日本）	契約継承・解約	局番なし 116 携帯電話から 0800-2000116
44	固定電話 （NTT 西日本以外）	契約継承・解約	各契約会社
45	携帯電話	名義変更・解約	各契約会社
46	インターネット	名義変更・解約	各契約会社
47	NHK受信料	契約変更・解約 免除事由変更の届	NHK 受信契約 0120-151515 受信料 0570-077-077
48	ケーブルテレビ	契約変更・解約	テレビ小松 0120-390-488
49	運転免許証	返還	小松警察署 小松市上小松町乙 163 番地 1 0761-22-0110
50	パスポート	返還	小松旅券窓口 小松市園町ハ 108 番地の 1 石川県小松合同庁舎 1 階 0761-23-5931
51	クレジットカード	解約	各契約会社

③その他の制度のご紹介

制度名		制度の内容	想定される窓口
52	相続登記	相続に伴い発生する登記 手続きの依頼	へるぷねっといしかわ （司法書士総合相談センター） 電話無料相談 076-292-8133
53	法定相続情報 証明制度	各種相続手続きで戸籍謄 本に代えて相続関係を証 明できる証明制度	金沢地方法務局小松支局 0761-22-6301（登記部門）
54	家財等の売却	死亡に伴い処分が必要な 家財等を発展途上国等で 流通させる制度	リサイクルショップ
55	不動産の管理	不在となった家屋の通常 の管理等を実施	各不動産管理会社

カテゴリー		制度	内容	担当課
56	各種証明	個人番号カード（マイナンバーカード）を利用した証明の取得	全国のコンビニ等で下記の証明が取得できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・住民票 ・印鑑証明書 ・戸籍謄本、抄本、附票 ・所得課税証明書 	市民課 24-8064
57	こども	ひとり親世帯医療費助成制度、ひとり親家庭放課後児童クラブ利用料助成、母子父子寡婦福祉資金貸付、寡婦療養見舞金、石川県交通災害等遺児すこやか資金、小松市交通遺児等援護金、ショートステイ、トワイライトステイ、自立支援教育訓練給付金支給制度、高等職業訓練促進給付金等支給制度	ひとり親家庭に対する様々な福祉制度があります。	子育て支援課 24-8057
58	教育	就学援助費	経済的な理由でお困りの小中学生並びに義務教育学校の保護者を対象に、学校で必要な費用の一部を援助しています。	学校教育課 24-8122
59	住宅	空き家・空き室バンク制度	現在居住していない、または近々居住しなくなる家や部屋を貸してもよいという方を対象に、登録を募集しております。	建築住宅課 24-8104
60	廃棄物	エコロジーパークこまつへ持込み	持ち込みできるものに制限があります。手数料は50kgまで500円、以降10kgごとに102円（100円未満切り捨て）です。	エコロジーパークこまつ 41-1600
		大型ごみ処理券での個別収集	指定の83品目について個別収集します。料金は大きさや種類で変わります。	
61	市民相談	弁護士法律相談・司法書士相談	市民の様々な困りごとや悩み事に対応するため各種の特設相談窓口を設けています。相談は無料です。	くらしあんしん相談センター 24-8070

死亡に伴う各種手続きや戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理人が行う場合には、委任状が必要となりますので下記様式にご記入願います。(委任者本人が全て自筆でご記入または記名押印ください)

委任状

年 月 日

(あて先) 小松市長
石川県後期高齢者医療広域連合長
日本年金機構

委任者 住 所 _____

氏 名 _____ (署名または記名押印※)

生年月日 年 月 日 性別 _____

連絡先電話番号 _____

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

受任者 住 所 _____

(代理人) 氏 名 _____ 委任者との関係 _____

連絡先電話番号 _____

委任事項

_____の死亡に伴う下記の事項に関する権限

- 国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の保険税(料)の還付並びに高額療養費の支給、その他の申請等の手続き及び受領の権限
- 市税に関する証明書の交付申請及び受領並びに口座振替手続きの権限
- 住民票の写し等の交付請求及び受領の権限
- 住居異動届の届出に関する権限
- 戸籍証明書の交付請求及び受領の権限
- 年金の死亡に関する手続きの権限 (下記をご記入ください)

亡くなられた人の基礎年金番号 _____ 委任者の基礎年金番号 _____

※基礎年金番号について、不明またはマイナンバーでのご相談の場合は空欄で結構です

亡くなられた人の生年月日 _____ 委任者との続柄 _____

※病气やけがなどの理由で、委任状が作成できない場合は、下記のいずれかをご持参ください。

委任者本人の 身体障害者手帳 等の手帳 介護保険被保険者証
 施設、療養機関に入所されているときは施設長の証明(写し可)

